

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生の方へ！！

在学猶予の手続きをご存知ですか？

奨学金の貸与終了後、大学・短大・大学院・専修学校などに進学又は休学等の事由により引き続き在学中の方は、『在学届』の提出により返還期限が猶予されます（在学猶予）。

『在学届』を、在学校へ届け出でください。

※ 在学猶予を受けた期間が終了するが留年等で引き続き在学する方は、再度「在学届」を提出してください。

在学届用紙は、「返還のてびき」または日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/index.html>）に掲載されています。

在学届に関するお問合せは在学している学校へ

高校、大学等で奨学金を借りて 貸与終了後、学校に在学している場合

◆在学猶予を希望する場合
⇒ 在学している学校に
「在学届」を提出

◆返還を始める場合
⇒ 初回の返還が振替不能と
ならないよう注意してくだ
さい。

＜在学猶予に該当するのは…＞

- ① 奨学金を借りていた者が進学した場合
- ② 奨学金の貸与終了（辞退・廃止となっ
た者も含む）後も引き続き学校に在学
(留年中を含む) している場合



※在学猶予を希望しない場合は、
返還開始となります。

※卒業・退学後 7 ケ月目から返還が始
まります。（例）平成 23 年 3 月卒業
の場合は平成 23 年 10 月より